

クローバー・デイサービスセンター 地域密着型通所介護重要事項説明書

(令和6年6月1日から適用)

当事業所では、地域密着型通所介護のサービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約の際にご注意いただきたいことがらを、次のとおり説明いたします。

1 事業所の概要

(1) 名称、所在地、指定番号、サービス提供地域

事業所の名称	クローバー・デイサービスセンター
事業所の所在地	京都府船井郡京丹波町橋爪楡山41番地1
介護保険指定事業者番号	2671500193
サービスを提供する地域	船井郡京丹波町の地域

(2) 職員体制

管理者	1名	常勤(生活相談員兼務)
生活相談員	4名	常勤3名(1名管理者、2名介護職兼務)非常勤1名(介護職兼務)
看護職員	5名	常勤1名 非常勤4名(機能訓練指導員兼務)
介護職員	9名	常勤2名・非常勤7名(3名生活相談員兼務)
機能訓練指導員	5名	看護職員兼務
調理員	4名	介護職員兼務

(3) 利用定員

17名

(4) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日から金曜日まで (休業=土曜日、12月29日~1月3日)
営業時間	午前8時30分~午後5時
サービス提供時間	午前9時30分~午後4時30分(7時間)の間

2 地域密着型通所介護サービス内容及び利用料

(1) 介護保険対象のサービス

① サービス内容及び利用料(単位)

内容	要介護区分	利用料	
		6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
・送迎 ・健康チェック ・入浴 ・食事、おやつ ・レクリエーション ・生活指導	要介護1	678	753
	要介護2	801	890
	要介護3	925	1032
	要介護4	1049	1172
	要介護5	1172	1312

(1単位=10円)

- ② 入浴希望の方は入浴介助加算Ⅰとして1回40単位、入浴介助加算Ⅱとして1回55単位のいずれかが加算になります。
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅰとして、1回22単位が加算になります。
- ④ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月につき所定単位に9.2%を乗じた金額が加算になります。
- ⑤ 送迎減算として事業所が送迎を行わない場合は片道につき47単位を減算します。
- ⑥ 上記介護保険サービスは利用料(10割)のうち1割が利用者負担となります。ただし一定以上所得のある方は2割または3割負担となる場合があります。

(2) 介護保険対象外のサービス

① 事業実施地域外の送迎代

事業実施地域(京丹波町)以外の送迎に自動車を使用した場合、実施地域を越えた地点からの距離1キロメートルにつき30円をいただきます。

② 食費等

食材料費及び調理費として、1回当たり600円をいただきます。

③ 紙パンツ、パット等や日常生活に必要なもの、レクリエーション等にかかる費用は、実費相当額をいただきます。

④ これらのサービスは、利用者の希望によって選択することができます。

(3) お支払い方法

毎月末に締め切り、翌15日までに前月分の請求をします。お支払いは、毎月28日に郵便局口座からの自動引き落としとさせていただきます。この方法が困難な場合は、相談に応じます。

3 相談・要望・苦情の窓口

(1) 当事業所のサービスについての相談窓口

担当者	林 晃平 (はやし こうへい)
電話	0771-88-0138

2) その他の相談・要望・苦情の窓口

当事業所	NPO法人クローバー・サービス	0771-88-5014
市町村	京丹波町福祉支援課	0771-86-1800
公共団体	京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090

4 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成23年2月22日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
評価結果の開示状況	申し出があった場合開示する。

5 緊急時の対応方法

サービス提供中に緊急事態が発生した場合は、主治医、協力医療機関、救急隊、ご家族、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)等へ連絡するなど、

必要な処置を講じます。

緊急連絡先			
家族等氏名(続柄)		連絡先	
家族等氏名(続柄)		連絡先	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、保険者（京丹波町）、ご家族等に連絡をとり、必要な処置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行えるよう保険会社に連絡をし、対処します。

7 秘密の保持・個人情報の使用

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者や第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、契約の終了後も同様です。

利用者及びその家族の個人情報についても、通所介護を適切に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合以外には、使用することはありません。その場合でも必要最小限の範囲にとどめ、関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。

8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急のやむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

9 運営推進会議について

- (1) 地域密着型通所介護事業所の適切な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置します。
- (2) 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域の住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員又は町職員、地域密着型通所介護について知見を有する者とし、おおむね6月に1回以上会議を開催します。
- (3) 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とします。
- (4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

地域密着型通所介護契約重要事項説明確認書兼個人情報使用同意書

地域密着型通所介護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 特定非営利活動法人クローバー・サービス
所在地 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山 53 番地
代表者 山下 幾 雄
説明者 クローバー・デイサービスセンター

私は、事業者により契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項の説明を受け、サービス提供及び各利用料の支払いに同意します。また、私及び家族の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

年 月 日

利用者	住 所	京都府船井郡京丹波町戸津川宮ノ前 6 番地 1		
	氏 名			
代筆の場合の代筆者氏名			続柄等	

代理人 (成年後見人等)	住 所			
	氏 名			